

警備員指導教育責任者追加取得講習（1号）の開催案内

愛知県公安委員会から見出しの講習に関する公告（愛知県のホームページの愛知県公報欄）がなされたのでご案内申し上げます。なお、最近受講資格がないのに受講申込みをする例が散見されます。

受講ご希望の方は、受講資格や申込み期間等をよく確認されてご応募下さい。

1 実施期日、予定人員、事前申込期間及び受講手続期間

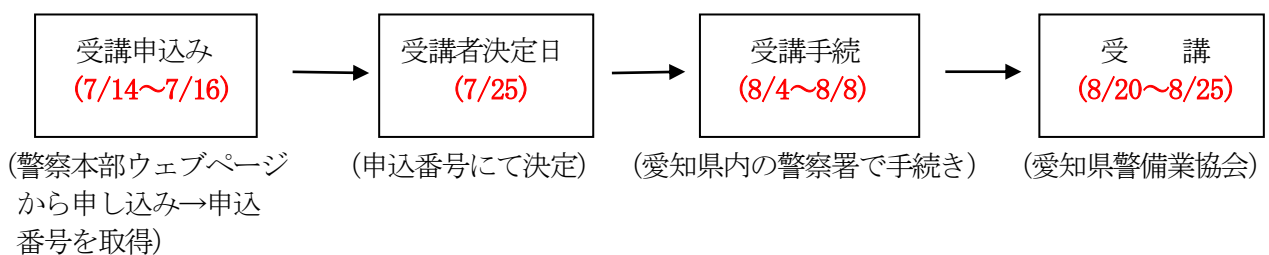
区分	実施期日	人員	事前申込期間	受講者決定日	受講手続期間
1号	令和7年8月20日（水）から同月25日（月）まで（土、日を除く。）の午前9時～午後5時まで	15人	令和7年7月14日（月）午前9時から同月16日（水）午後4時まで	令和7年7月25日（金）	令和7年8月4日（月）から同月8日（金）までの午前9時～午後4時まで

2 追加取得講習を受講できる方

実施期日において、当該追加取得講習の区分（1号）以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の交付を受けている方であって、次のいずれかの要件（以下「受講要件」という。）に該当することが必要です。

- （1）最近5年間に当該（1号）追加取得講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である方
- （2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている方
- （3）検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事している方
- （4）検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている方又は旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事している方

3 受講までの手続の流れ



4 受講申込み

受講を希望される方は、愛知県警察本部のウェブページ(<http://www.pref.aichi.jp/police/>)から、「申請・手続き」「警備業」「警備員指導教育責任者資格者証取得講習及び直接検定の実施予定等」「講習・検定の事前申込要領」の順に進んで詳しい申込手続を確認して申し込んで下さい。

受講申込については、1人1回とし、定員数を越えた場合は抽選となります。

受講者の決定（抽選の当選者）については愛知県警察本部のウェブページ(<http://www.pref.aichi.jp/police/>)内で公表します。その際、個人を特定する方法として受講受付の際に付番する「申込番号」により公表します。

5 講習の実施場所

一般社団法人愛知県警備業協会 研修室（名古屋市東区代官町35番16号 第一富士ビル5階）

6 受講手続

(1) 受講決定された方は、「愛知県内の警察署」で受講の手続をしてください。

(2) 手続に必要な書類等

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通

ウ 添付書類

① 2の(1)に該当する方は、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書）及び履歴書 各1通

② 2の(2)に該当する方は、1級検定の合格証明書の写し 1通

③ 2の(3)に該当する方は、2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通

④ 2の(4)に該当する方は、旧1級検定の合格証の写し又は旧2級検定の合格証の写し並びに当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通

エ 写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。） 2枚

7 受講手数料の納付

23,000円分の愛知県証紙を証紙貼^{ちょう}付書に貼って、追加取得講習の初日に納付してください。
なお、一旦納付された手数料は、原則返還されません。

8 問合せ先

愛知県警察本部 生活安全部 生活安全総務課

電話 (052) 951-1611 内線3283・3284

※講習場所には駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してお越し下さい。

※受講が決定した方は、講習までに事前の学習をしっかりとっておいて下さい。